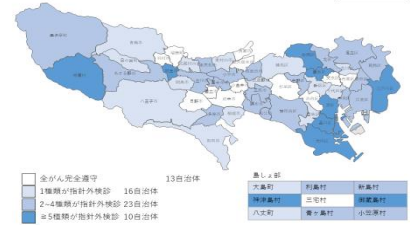


1. 資料2-3 概要

本資料は、がん検診の指針の遵守状況を東京都地図で色別に示している。ここでいう「完全遵守」は、5がんについて指針通りに実施しており、かつ、前立腺がん等の指針外検診を実施していない自治体を指す。色分けについては以下の通り。



-
 全がん完全遵守
 -
 1種類が指針外検診
 -
 2~4種類が指針外検診
 -
 ≥5種類が指針外検診

(1) 令和元年度～令和4年度の傾向

完全遵守自治体は、令和元年度6自治体・令和2年度9自治体・令和3年度13自治体と増加傾向にあり、令和4年度は昨年度と変わらず13自治体であった。

今年度より町田市が令和4年度から指針に沿った肺がん検診を開始した。それに伴い、町田市の色分けが「2～4種類が指針外検診」から「1種類が指針外検診」に改善している。

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---|-------|-------|-------|-------|
| <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: inline-block;"></div> 全がん完全遵守 | 6自治体 | 9自治体 | 13自治体 | 13自治体 |
| <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; background-color: #cfe2f3; display: inline-block;"></div> 1種類が指針外検診 | 16自治体 | 15自治体 | 15自治体 | 16自治体 |
| <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; background-color: #a1c4c9; display: inline-block;"></div> 2～4種類が指針外検診 | 26自治体 | 26自治体 | 24自治体 | 23自治体 |
| <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; background-color: #548235; display: inline-block;"></div> ≥5種類が指針外検診 | 14自治体 | 12自治体 | 10自治体 | 10自治体 |

2. 資料2-4 概要 ※詳細は資料参照

本資料は、5つのがん種と指針外検診について、各自治体の令和4年度における実施状況を一覧にしており、令和3年度から変更があった項目は黄色で示している。

胃がん検診 実施状況

11自治体分

| 自治体 | がん種 | 令和3年度 | | | | | 令和4年度 | | | | |
|-----|-------|-------|----|----|----|----|-------|----|----|----|--|
| | | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | |
| 葛飾区 | 子宮頸がん | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 葛飾区 | 乳がん | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 町田市 | 肺がん | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 調布市 | 子宮頸がん | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |

(1) 昨年度からの主な変化

昨年度からの主な変化は下表のとおり

| 自治体名 | がん種 | 変更前 | 変更後 |
|------|-------|---------------------|---|
| 葛飾区 | 子宮頸がん | 細胞診毎年実施 | 細胞診隔年実施へ改善 |
| 葛飾区 | 乳がん | 視触診異状なしの場合マンモグラフィ実施 | 視触診結果に関わらずマンモグラフィ実施へ改善 |
| 町田市 | 肺がん | - | 指針に沿った肺がん検診を開始 |
| 調布市 | 子宮頸がん | 子宮頸部細胞診（20歳以上・隔年） | 子宮頸部細胞診（20歳以上・隔年）にHPV検査自己採取（23歳・24歳）を追加 |

(2) その他の変化

胃がん.....（胃内視鏡）

- 対象年齢を指針に沿った年齢の範囲で改善（江東区・中野区・狛江市）、
- 受診機会を隔年から毎年に改善（武蔵野市）

乳がん.....集団・個別検診に関わらず視触診を廃止（江東区・青梅市・新島村・神津島村）

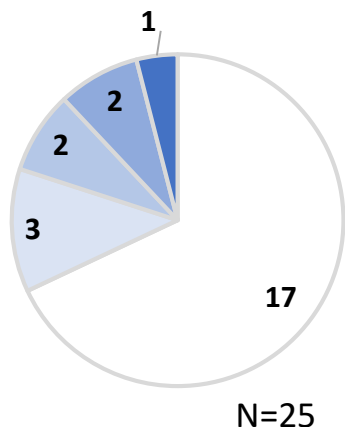
実施している集団・個別検診の内、集団検診のみ視触診を廃止（奥多摩町）

(3) 胃がん検診における指針外検査について

ABC検査・ピロリ菌検査・ペプシノゲン検査単独（以下リスク検査）は現時点で指針に掲載されていない検査方法であるが、これらの指針外検査を受診する場合、指針に沿った検査（胃部X線・胃内視鏡検査）を受診できない自治体もある。

リスク検査を受診する場合の、胃部X線または胃内視鏡検査の受診機会について現状を把握するため、胃がん検診における実施状況調査票の一部を変更した。結果は以下の通りである。

リスク検査を受診する場合の胃部X線または胃内視鏡検査の受診機会について



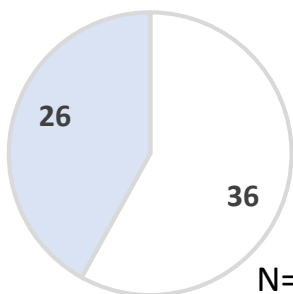
- ①リスク検査の結果に関わらず、指針に基づく胃がん検診を受診できる。（17自治体）
- ②リスク検査で高リスクとなった場合は、同年度の指針に基づく胃がん検診は受診できない。（3自治体）
- ③リスク検査を受診する場合、指針に基づく胃がん検診を受けることができない。（2自治体）
- ④リスク検査の対象者は、指針に基づく胃がん検診の対象者に当てはまることはないため受診機会に影響はない。（2自治体）
- ⑤リスク検査の他に指針に沿った検診（胃部X線・胃内視鏡検査）を実施していない。（1自治体）

(4) 子宮頸がん検診における子宮体部の検査（子宮内膜細胞診）について

子宮頸がん検診において子宮体部の検査をする場合は、国指針において条件が定められている（※）が、その実施状況について把握するため子宮頸がん検診における実施状況調査票の一部を変更した。結果は以下の通りである。

（※）子宮頸がん検診の問診の結果、最近6月以内に、不正性器出血、月経異常及び褐色帯下のいずれかの症状を有していたことが判明した者に対しては、第一選択として、医療機関への受診を勧奨することとなるが本人が同意する場合には、子宮頸部の細胞診に引き続き子宮体部の細胞診を実施する。

子宮頸がん検診受診者への子宮体部の検査実施について



凡例

- ①子宮体部の検査を実施していない（36自治体）
- ②問診等で体がんの有症状が確認できた場合に実施している（26自治体）
- ③その他の理由で実施している（0自治体）

国指針において定められていない条件下での子宮体部の検査を実施している自治体はなかった。

※一部自治体で子宮頸部細胞診に超音波を検査を併用している自治体あり